

(表2)自己負担限度額について(70歳以上75歳未満)

区分	所得要件	限度額(月額)		認定証
		外来(個人ごとに計算)	入院+外来(世帯単位)	
現役並み所得者※1	Ⅲ 課税所得 690万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〔多数回該当:140,100円〕		不要
	Ⅱ 課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〔多数回該当:93,000円〕		限度額適用認定証
	Ⅰ 課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〔多数回該当:44,400円〕		
一般※2	課税所得 145万円未満	18,000円 〔年間上限額:144,000円〕	57,600円 〔多数回該当:44,400円〕	不要
低所得者	Ⅱ※3 住民税非課税	8,000円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証
	Ⅰ※4 住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	

- ※1 「現役並み所得者」とは、同じ世帯に基準所得以上(課税所得145万円以上かつ収入383万円以上、2人以上の場合は収入520万円以上の70歳以上75歳未満のこくほ被保険者がいる人をいいます。
- ※2 「一般」とは、収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※3 「低所得者Ⅱ」とは、世帯主と世帯のこくほ被保険者全員が住民税非課税の人をいいます。
- ※4 「低所得者Ⅰ」とは、低所得者Ⅱの条件に加えて、その世帯の各所得が必要経費・控除額(公的年金については控除額80万円)を差し引いたときに0円になる人をいいます。